

産業保健活動総合支援事業実施要領

平成 26 年 4 月 1 日

要領第 7 号

改正	平成 27 年 1 月 5 日 要領第 6 号	平成 27 年 4 月 1 日 要領第 7 号
	平成 28 年 3 月 29 日 要領第 2 号	平成 28 年 6 月 27 日 要領第 3 号
	平成 29 年 3 月 31 日 要領第 4 号	平成 29 年 5 月 31 日 要領第 11 号
	平成 30 年 4 月 24 日 要領第 6 号	平成 31 年 1 月 7 日 要領第 1 号
	平成 31 年 4 月 1 日 要領第 7 号	令和元年 6 月 27 日 要領第 1 号
	令和元年 10 月 1 日 要領第 6 号	令和 2 年 3 月 27 日 要領第 4 号
	令和 3 年 4 月 1 日 要領第 2 号	令和 4 年 3 月 31 日 要領第 3 号
	令和 4 年 12 月 13 日 要領第 17 号	令和 5 年 3 月 23 日 要領第 12 号
	令和 5 年 9 月 26 日 要領第 14 号	

(趣旨)

第 1 条 この要領は、産業保健活動総合支援事業費補助金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日策定）に基づき実施する、本部、産業保健総合支援センター（以下「センター」という。）及びその地域窓口による産業保健活動総合支援事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項について定める。

(目的)

第 2 条 本事業は、事業者が使用する労働者の健康管理、健康教育その他の健康に関する業務について、事業者及び産業医等の産業保健関係者が行う自主的な産業保健活動を支援することにより労働者の健康の確保に資すること並びに小規模事業場の事業者及び労働者に対する産業保健サービスの提供による労働者の健康確保を図ることを目的とする。

(専門的研修及び事業者等に対する普及啓発事業)

第 3 条 事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者のための専門的研修及び事業者等に対するメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等産業保健対策の普及啓発について、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 産業保健関係者への専門的研修
- (2) メンタルヘルス教育の普及対策
- (3) 治療と仕事の両立支援に係る教育の普及対策
- (4) 事業者、労働者等に対する産業保健啓発セミナー
- (5) 産業保健関係者による事例検討会

(産業保健関係者等に対する相談対応及び小規模事業場等に対する訪問支援)

第 4 条 地域の産業保健関係者等に対する相談対応及び小規模事業場等に対する訪問支援

について、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 産業保健関係者からの専門的相談対応
- (2) 小規模事業場の事業者及び労働者等からの相談対応
 - ア 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
 - イ 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
 - ウ 長時間労働者に対する面接指導
 - エ ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
 - オ 前各号に掲げるもののほか産業保健に関する相談
- (3) 産業保健相談員による専門的実地相談
- (4) メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- (5) 治療と仕事の両立支援対策の普及促進のための個別訪問支援
- (6) 治療と仕事の両立に関する労働者等と事業場間の個別調整支援
- (7) 個別訪問による産業保健指導

（団体経由産業保健活動推進助成金）

第5条 団体経由産業保健活動推進助成金（以下「助成金」という。）について、次項から第4項までに掲げる業務を行うものとする。

- 2 中小企業事業主の団体又はその連合団体並びに労災保険の特別加入団体が、傘下の構成事業主に対して提供する、医師、保健師等（産業保健サービス提供会社も含む。）による産業保健サービスに対して、申請に基づき、その産業保健サービス費用及び産業保健サービス提供に係る事務費用（上限額は500,000円とし、かつ、産業保健サービス費用の5分の1を超えないものとする。）の総額の10分の9を支給する。ただし、構成事業主による負担額が総額の10分の1を超えた場合は、産業保健サービス費用及び産業保健サービス提供に係る事務費用の総額から構成事業主による負担額を引いたものと、第4項で規定する上限額のうち、小さい方の金額を助成額とする。
- 3 本助成金は、原則として、年度毎に1回限り助成することとする。
- 4 本助成金の1団体あたりの上限額は、5,000,000円とする。ただし、別途定める「都道府県事業主団体」に該当する場合は、10,000,000円とする。具体的な要件については、別に定めるものとする。

（産業保健に関する地域の情報の整備及び情報提供）

第6条 地域における産業保健に関する専門機関や各種の相談窓口、専門医療機関等の産業保健に関係する機関のリスト、産業保健に関する各種情報などを収集整備し、相談や問い合わせに活用する。

- 2 産業保健関係者又は本事業の業務に関わる者に対し、最新の産業保健情報を提供するため、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) ホームページの運営

- (2) メールマガジンの配信
- (3) 産業保健に係る情報提供用ツールの作成・利用
- (4) 労働衛生教育等に使用する図書、機器等の閲覧・貸出
- (5) 本事業の効果等に関する調査
- (6) 産業保健関係情報誌の発行

(その他の産業保健活動支援業務)

第7条 前4条に定めるもののほか、その他産業保健活動を支援する業務を行うものとする。

(会議の開催)

第8条 厚生労働省、公益社団法人日本医師会、公益財団法人産業医学振興財団、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）が共催し、都道府県医師会、郡市区医師会等の本事業の業務に関わる者を集め、産業保健支援活動の在り方について意見交換を行う産業保健活動推進全国会議を開催する。

2 本事業の効率的・効果的な事業の運営、関係機関との連携に資するため、各センターの所長等を集め、センターの取組や本事業の課題に対処する方策等について検討を行う産業保健総合支援全国会議を開催する。

3 各センターの副所長等を集め、センターの運営に関する実務的な協議等を行う産業保健総合支援センター実務担当者会議を開催する。

4 関係機関等と連携の下に事業を円滑に運営するために、機構本部が労働者団体、経営者団体、産業保健関係機関等の代表者で構成する産業保健関係機関等連絡会議を開催する。

なお、この要領に定めるもののほか、産業保健関係機関等連絡会議に関し必要な事項は別に定める。

5 各センターの効率的・効果的な運営のため、都道府県労働局、都道府県医師会等の産業保健関係機関等の代表者で構成する都道府県産業保健総合支援センター運営協議会を設置し、センターの取組と事業実績、事業の効果的な運営、関係事業や医師会等の関係機関との連携等について検討を行う。

なお、この要領に定めるもののほか、都道府県産業保健総合支援センター運営協議会に関し必要な事項は別に定める。

6 本事業の運営について都道府県内の全体的な活動を調整するため、各センターの地域窓口の代表者等を集め、センターとその地域窓口の取組及び連携等について検討を行う全体会議を開催する。

7 センターの各地域窓口の効率的・効果的な運営のため、労働基準監督署、郡市区医師会等の産業保健関係機関等の代表者で構成し、地域窓口の取組と事業実績、事業の効果的な運営、関係事業や医師会等の関係機関との連携等について検討を行う運営協議会を開催する。

(メンタルヘルス相談機関の情報登録)

第9条 厚生労働省が定めた「相談機関の登録基準」(平成20年6月19日付け基安労発第0619001号「メンタルヘルス対策における事業場外資源との連携の促進について」の別紙1)に基づき、自己適合確認をした相談機関からの登録申請の内容を書類で審査し、適切な申請について登録を行う。さらに、登録した相談機関の情報を産業保健関係者に提供する。

(実施体制)

第10条 センター及びその地域窓口における本事業の実施体制については、組織規程(平成16年規程第1号)第35条及び第36条に定める者のほか、次の各号に掲げる者をセンター所長が委嘱するものとする。

(1) 運営主幹

都道府県内における産業保健活動の支援に係る助言を行い、地域窓口の地域運営主幹との調整を行う。

(2) 産業保健相談員

産業保健関係者からの相談、事業場への実地相談及び地域窓口を通じて依頼のあった相談への対応を行うとともに、産業保健関係者への研修等を担当する。

(3) メンタルヘルス対策促進員

メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援、メンタルヘルス教育を行う。

(4) 両立支援促進員

治療と仕事の両立支援対策の普及促進のための個別訪問支援、仕事と治療の両立に関する労働者等と事業場との個別調整支援、治療と仕事の両立支援に係る教育を行う。

(5) 労働衛生工学専門員

衛生工学衛生管理者、労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)、第1種作業環境測定士など労働衛生工学に関する専門家が小規模事業場に対し個別訪問による産業保健指導を実施する。

(6) 地域窓口代表

地域窓口の担当地域内における産業保健支援活動を統括する。

(7) 地域運営主幹

代表を補佐し、コーディネーターへの助言を行う。また、センターの運営主幹等との調整や他の圏域の運営主幹等との調整を行う。

(8) コーディネーター

地域窓口における事務、地域窓口の相談及び訪問指導等の対応に関する登録産業医等との連絡調整等を行う。

(9) 登録産業医

地域窓口で、小規模事業場の事業者や労働者等からの相談対応及び個別訪問による産業保健指導等を行う。

(10) 登録保健師

地域窓口で、小規模事業場の事業者や労働者等からの相談対応及び個別訪問による産業保健指導等を行う。

- 2 前項各号に掲げる者の任用基準は、別表1に定めるところによる。
- 3 第1項各号に掲げる者の謝金単価、情報誌等の執筆に係る謝金単価及び第1項各号に掲げる者以外の者に対して研修等の講師を依頼した場合の謝金単価は、別表2に定めるところによる。
- 4 第1項各号に掲げる者が次の各号の一に該当するときは、情状に応じてこれを解任することができる。
 - (1) 法令及び機構の諸規程に違反したとき。
 - (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (3) 機構の信用を傷つけるような行為があったとき。
 - (4) 機構に損失を及ぼすような行為があったとき。
 - (5) 重要な経歴を偽り、その他不正な手段によって委嘱されたとき。
 - (6) 前号に定めるもののほか、その他解任すべき重大な事由が発生したとき。

(本部の役割)

第11条 本部は、本事業の円滑かつ効果的な運営を図るため、センター及びその地域窓口に対する情報提供やセンター間の調整その他必要な支援及び指導を行う。

- 2 本事業の実施に係るメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等に関する専門的助言・指導を行うため、必要に応じ産業保健アドバイザーを理事長が委嘱できるものとする。
- 3 本事業の実施に当たり、登録産業医及び登録保健師への専門的助言・指導を行うため、必要に応じアドバイザー産業医を理事長が委嘱できるものとする。

(関係機関との連携)

第12条 センター及びその地域窓口は、本事業の実施に当たって、都道府県労働局、労働基準監督署、都道府県医師会及び郡市区医師会その他の産業保健関係機関との緊密な連携を図り、その理解と協力を求め、円滑かつ効果的な事業の運営に努めるものとする。

(事業計画)

第13条 センター及びその地域窓口は、毎年度、センター及びその地域窓口が実施する事業について各々の運営に関する運営協議会に諮問し、事業計画を策定する。

- 2 本部は、センター及びその地域窓口の事業実績、事業の内部業績評価の結果を踏まえ、翌年度運営方針等を策定する。

(事業報告)

第14条 センター及びその地域窓口は、四半期ごとに事業の実施結果を取りまとめ、機構本部に報告する。

2 センター及びその地域窓口は、事業の実施結果について、毎年度、各々の運営に関する運営協議会に報告する。

(秘密の保持)

第15条 本事業の業務に関わる者又はこれらの職にあった者は、本事業に関して職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

(その他)

第16条 この要領に定める事項のほか、本事業の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則 抄

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月5日要領第6号)

(施行期日)

第1条 この要領は、平成27年1月5日より施行し、平成27年1月1日から適用する。平成26年12月1日以降に第9条第1項第7号及び第8号に定める登録産業医及び登録保健師が実施した第4条第5号に定める個別訪問による産業保健指導に適用するものとする。

附 則 (平成27年4月1日要領第7号)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日要領第2号)

この要領は、平成28年4月1日から施行し、この要領による改正後の産業保健活動総合支援事業実施要領別表2の1(2)の表の注書の規定は、平成27年5月20日から適用する。

附 則 (平成28年6月27日要領第3号)

この要領は、平成28年6月27日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日要領第4号]

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月31日要領第11号)

この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 24 日要領第 6 号）
この要領は、平成 30 年 4 月 24 日から施行する。

附 則（平成 31 年 1 月 7 日要領第 1 号）
この要領は、平成 31 年 1 月 7 日から施行し、平成 31 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日要領第 7 号）
この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 27 日要領第 1 号）
この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 1 日要領第 6 号）
この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日要領第 4 号）
この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日要領第 2 号）
この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日要領第 3 号）
この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 13 日要領第 17 号）
この要領は、令和 4 年 12 月 13 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 23 日要領第 12 号）
この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 26 日要領第 14 号）
この要領は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

別表1（第10条関係）

専門スタッフ任用基準

職種	要件等
運営主幹	産業保健及び都道府県内の産業保健事情に関する知見を有する者であって、都道府県医師会の推薦を受けた者。
産業保健相談員	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>(産業医学)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学又は研究機関において公衆衛生学、衛生学等産業保健に関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員 2 日本産業衛生学会の指導医 3 労働衛生コンサルタントである産業医 4 日本医師会の認定産業医又は日本産業衛生学会の専門医であって産業医として相当の実務経験を有する者 5 その他産業保健に係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 <p>(労働衛生工学)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学又は研究機関において労働衛生工学及び作業環境測定に関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員 2 労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）及び第1種作業環境測定士である者であって、労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）及び第1種作業環境測定士として相当の実務経験を有する者 3 その他労働衛生工学及び作業環境測定に係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 <p>(労働衛生関係法令)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学又は研究機関において労働衛生関係法令に関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員 2 労働衛生関係法令を専門分野とする弁護士 3 労働衛生関係法令を専門分野とする社会保険労務士であって、社会保険労務士として相当の実務経験を有する者 4 都道府県労働局又は労働基準監督署において労働衛生関係法令の施行事務に相当期間従事した経験を有する者 5 その他労働衛生関係法令に係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 <p>(メンタルヘルス)</p>

職種	要件等
	<p>1 大学又は研究機関においてメンタルヘルスに関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員</p> <p>2 メンタルヘルスケア研修を修了した産業医であって、産業医としてメンタルヘルスに関し相当の実務経験を有する者</p> <p>3 メンタルヘルスを主として担当する産業医であって、産業医として相当の実務経験を有する者</p> <p>4 その他メンタルヘルスに係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 (カウンセリング)</p> <p>1 大学又は研究機関においてカウンセリングに関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員</p> <p>2 公認心理士又は産業カウンセラーであって、産業カウンセラーとして相当の実務経験を有する者</p> <p>3 心理相談員であって、心理相談員として相当の実務経験を有する者</p> <p>4 その他カウンセリングに係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 (保健指導)</p> <p>1 大学又は研究機関において保健学、看護学等保健指導に関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員である医師又は保健師</p> <p>2 労働衛生コンサルタントである産業医、保健師</p> <p>3 産業医として、職場における保健指導に相当の実務経験を有する者</p> <p>4 公益社団法人日本産業衛生学会の産業保健看護専門家制度登録者である保健師で、職場における保健指導に相当の実務経験を有する者</p> <p>5 その他保健指導に係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる医師又は保健師 (その他)</p> <p>1 上記の6分野以外の専門分野で委嘱する医師、歯科医師、保健師又は看護師</p> <p>2 その他6分野以外の専門分野に関する有資格者</p>
メンタルヘルス 対策促進員	次のいずれかの要件を満たすこと。

職種	要件等
	1 産業カウンセラー、保健師、公認心理士、臨床心理士又は社会保険労務士 2 事業場におけるメンタルヘルス対策に係る知識に関して上記1と同等以上の知見を有すると認められる者
両立支援促進員	次のいずれかの要件を満たすこと。 1 保健師、看護師又は社会保険労務士 2 労災病院又は治療就労両立支援センター等において治療と仕事の両立支援を行うコーディネーターとして従事しているMSW（メディカルソーシャルワーカー） 3 その他治療と仕事の両立支援に係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者
労働衛生工学専門員	次のいずれかの要件を満たすこと。 1 衛生工学衛生管理者 2 労働衛生コンサルタント（労働衛生工学） 3 第1種作業環境測定士 4 その他労働衛生工学に関する知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者
地域窓口代表	郡市区医師会を代表する者であって、当該医師会の推薦を受けた者。
地域運営主幹	産業保健及び地域の産業保健事情に関する知見を有する者であって、郡市区医師会の推薦を受けた者。
コーディネーター	郡市区医師会、都道府県労働局、労働基準監督署、各事業者団体及び労働衛生機関等関係機関との連絡・調整が図れる者であって、郡市区医師会の推薦を受けた者。
登録産業医	次のいずれかの要件を満たすこと。 1 労働安全衛生法第13条の2の要件を備えた医師 2 メンタルヘルスに対応可能な医師（活動は「メンタルヘルスに係る相談」、「長時間労働者に対する面接指導」又は「ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導」に限定される。）
登録保健師	次のいずれかの要件を満たすこと。 1 労働衛生に関する知識を有する保健師 2 メンタルヘルスに対応可能な保健師（活動は「メンタルヘルスに係る相談」に限る）

別表2（第10条関係）

専門スタッフ等謝金単価

1 産業保健総合支援センター

(1) 運営主幹

	時間単価（円）	1日当たり上限額 （円）
運営主幹	12,300	36,900

(2) 産業保健相談員、メンタルヘルス対策促進員、両立支援促進員及び労働衛生工学専門員

ランク	区分	時間単価 （円）	1日当たり 上限額 （円）
医師		12,300	36,900
医師 以外	A 大学教授又はその相当職	9,500	28,500
	B 大学准教授、弁護士又はその相当職	9,000	27,000
	C 大学講師、助教、主任研究員又はその相当職	8,500	25,500
	D 衛生工学衛生管理者、労働衛生コンサルタント、第1種作業環境測定士、社会保険労務士、産業カウンセラー、心理相談員又はこれらと同等以上の知見を有する者	5,500	16,500

※ 医師以外は機構本部が別途指示した場合に限り、上記によらず1日当たり上限額を超えて支払うことができるものとする。（ただし、医師の1日当たりの上限額を超えないこととする）

※ メンタルヘルス対策促進員が機構本部指示により電話相談窓口で対応した場合に限り、上記によらず時間単価1,850円とし、対応に要した時間に応じた謝金を支払うものとする。

2 地域窓口

(1) 代表、地域運営主幹、コーディネーター、登録産業医、登録保健師

	時間単価 (円)	1日当たり上限額 (円)
代表	12,300	36,900
地域運営主幹	12,300	36,900
コーディネーター	2,000	10,000
登録産業医 (※)	12,300	36,900
登録保健師 (※)	5,500	16,500

※ 登録産業医及び登録保健師が、事業場に赴いて専門的相談に対応した際に、併せて産業保健指導を実施した場合に限り、1日当たり上限額にかかわらず当該活動に要した時間に応じた謝金を支払うものとする。

3 共通事項

(1) 執筆謝金

ランク	区分	1頁単価 (円)	上限額 (円)
医師		9,600	30,000
医師	A 大学教授、会社部長以上の者又はその相当職	7,500	
	B 大学准教授、弁護士、会社課長以上の者又はその相当職	7,000	
以外	C 大学講師、主任研究員、衛生工学衛生管理者、労働衛生コンサルタント、第1種作業環境測定士、社会保険労務士、産業カウンセラー、心理相談員、会社課長代理以上の者又はこれらと同等以上の知見を有する者	6,500	

※ 単価は1頁(1,200字程度)を原則とする。

※ 機構本部で作成する研修用テキスト等の教材の執筆謝金に限り、上記によらず、原稿用紙(日本語400字)1枚当り(マイクロソフト パワーポイントのスライド6枚相当)の単価を4,000円(1円未満四捨五入・上限額100,000円)とする。

※ 中小企業における産業保健活動の活性化モデル事業の健康管理連絡票(意見書)に限り、上記によらず、1通当りの単価を5,000円(消費税不課税)とする。

(2) 外部講師

ランク	区分	時間単価 (円)	1日当たり 上限額 (円)	
医師		12,300	36,900	
医師 以外	A	大学教授又はその相当職	9,500	28,500
	B	大学准教授、弁護士又はその相当職	9,000	27,000
	C	大学講師、助教、主任研究員又はその相当職	8,500	25,500
	D	衛生工学衛生管理者、労働衛生コンサルタント、第1種作業環境測定士、社会保険労務士、産業カウンセラー、心理相談員又はこれらと同等以上の知見を有する者	8,500	25,500